

営業所の専任技術者と現場代理人の兼務の緩和について

平成27年1月5日以降に公告等する案件から、柏市長が発注する工事に限り、営業所の専任技術者と現場代理人の兼務を緩和することとしたため、「柏市建設工事の現場代理人の兼任に関する取扱要領（以下「要領」といいます。）」を改正しましたのでお知らせします。

兼務が可能となる要件について

次の各要件のいずれにも該当している場合、1件に限り、営業所における専任の技術者と現場代理人を兼ねることができるものとします。

- (1) 発注者と当該営業所が工事請負契約を締結していること。
- (2) 当該営業所が柏市内にあること。
- (3) 請負金額が2,500万円未満であること。(※1)
- (4) 低入札価格調査を経て、契約締結を行ったものでないこと。
- (5) 発注者及び当該営業所との間で常時連絡をとれる体制を確保できること（携帯電話及び連絡責任者の配置）。
- (6) 設計図書に兼務を認めない旨、指定の無いこと。

(※1) 設計の増額変更により請負金額が2,500万円以上となった場合の扱いは、次のとおりとなります。

- ・主任技術者が現場代理人を兼務している場合
→主任技術者は、2,500万円以上の工事案件について専任となるため、兼任の継続は出来ません。
- ・主任技術者でない方が現場代理人を兼務している場合
→引き続き兼務とすることが出来ます。

兼務に関する届出について

営業所の専任技術者が現場代理人と兼務しようとする場合は、届出が必要です。必要事項を記載した要領に定める第4号様式（営業所における専任の技術者兼務届）を、添付書類を添えて、工事の発注部署等へ提出してください。

調査票の様式の変更

今回の改正に伴い、競争参加資格確認申請書の提出時に添付する「調査票」の様式についても一部変更しますので、ご注意ください。